

みなかみ町告示第 42 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和 7年 3月14日

みなかみ町長 阿部 賢



記

1. 地域計画を作成した地域

- (1) 月夜野南部地区（師、真政）
- (2) 名胡桃地区（竹改戸、中村、上区、下区、小川島、南区）
- (3) 後閑地区（後閑、坂上、岩瀬）
- (4) 下牧地区（下牧）
- (5) 月夜野地区（町組、上組、大峰）
- (6) 月夜野北部地区（和名中、小和知、溯尻、小川、上石倉、
下石倉、上牧、奈女沢、吉平）
- (7) 水上南部地区（川上、小仁田、寺間、高日向、小日向）
- (8) 水上中部地区（綱子、栗沢、大穴、幸知、湯檜曾、谷川、
鹿野沢、湯原、阿能川）
- (9) 水上北部地区（藤原上、藤原中の甲、藤原中の乙、藤原下、湯ノ小屋）
- (10) 新巻地区（布施、新巻、下羽場、上羽場、師田、塩原、今宿、下新田）
- (11) 須川地区（須川、東峰、入須川、湯宿、茅原、笠原、谷地、恋越）
- (12) 猿ヶ京地区（相俣宿、猿ヶ京、吹路、永井、赤谷、白石、
浅地、相俣東部、大峰）

2. 縦覧場所

みなかみ町役場農林課
みなかみ町月夜野938番地1